

○内閣府、厚生労働省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環境省、
農林水産省、令第 号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）に基づき、及び同法を実施するため、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(定義)

第一条 この命令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定の申請）

第二条 法第九条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請者については様式第一による申請書を、同項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請者については様式第二による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあつて

は、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）

三 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 主務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム導入計画が法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 二以上の主務大臣に第一項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第三条 主務大臣は、法第九条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム導入計画の提

出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第三の認定書を交付するものとする。

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第五により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 導入計画認定番号
- 三 認定導入事業者の名称
- 四 認定導入計画の概要

(認定導入計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四条 認定導入計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十条第一項の認定を要しないもの

とする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定導入事業者は、遅滞なく、様式第六によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 法第十条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更の認定を受けようとする認定導入事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第七による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

3 二以上の主務大臣に変更申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができ。この場合において、当該変更申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第二項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第九条第三項の定め
に照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定導入計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第八の認定書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による
通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第十により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の導入計画認定番号

三 認定導入事業者の名称

四 変更後の認定導入計画の概要

(認定導入計画の変更の指示)

第五条 主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定導入計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該変更の指示を受ける認定導入事業者に交付するものとする。

(認定導入計画の認定の取消し)

第六条 主務大臣は、法第十条第二項又は第三項の規定により認定導入計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による通知書を当該認定が取り消される認定導入事業

者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定導入計画の認定を取り消したときは、様式第十三により、その認定を取り消された日付、導入計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第七条 認定導入事業者は、主務大臣の求めに応じて、認定導入計画の実施状況を、様式第十四により主務大臣に報告しなければならない。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する権限の委任）

第八条 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する総務大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地、主たる基地局の送信所の所在地又は小型無人機の常置場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する農林水産大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する地方

農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する経済産業大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する国土交通大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（開発供給等促進円滑化業務の実施に関する方針）

第九条 法第十二条第一項の開発供給等促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 開発供給等促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二 開発供給等促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ 貸付けの対象

ロ 貸付けの方法

ハ 利率

ニ 償還期限

ホ 据置期間

ヘ 償還の方法

ト イからへまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

三 開発供給等促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、開発供給等促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するため

必要な事項

(指定金融機関に係る指定の申請等)

第十条 法第十三条第二項の規定により指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は

、様式第十五による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第十三条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五 指定申請者が法第十三条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六 役員が法第十三条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2 主務大臣は、法第十三条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要書類を提出させることができる。

(業務規程の記載事項)

第十一条 法第十三条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 開発供給等促進業務の実施体制に関する事項
- イ 開発供給等促進業務を統括する部署に関すること。
- ロ 開発供給等促進業務に係る人的構成に関すること。
- ハ 開発供給等促進業務に係る監査の実施に関すること。
- ニ 開発供給等促進業務を行う地域に関すること。
- ホ 開発供給等促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。
- 二 開発供給等促進業務の実施方法に関する事項
- イ 貸付けの相手方
- ロ 貸付けの対象となる資金
- ハ 貸付けの限度額
- ニ 貸付けの方法及び審査に関する事項

三 貸付けのために必要な開発供給等促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項

四 開発供給等促進業務に係る債権の管理に関する事項

五 開発供給等促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

六 開発供給等促進業務の委託に関する事項

七 その他開発供給等促進業務の実施に関する事項

(法第十三条第四項第三号イの主務省令で定める者)

第十二条 法第十三条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定金融機関の商号等の変更の届出)

第十三条 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第十六による届出書により行わなければならない。
ない。

(業務規程の変更の申請等)

第十四条 指定金融機関は、法第十五条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとする

ときは、様式第十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更する規定の新旧対照表
- 二 変更後の業務規程
- 三 変更に関する意思の決定を証する書面

（協定に定める事項）

第十五条 法第十六条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 開発供給等促進業務の内容及び方法に関する事項
- 二 開発供給等促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項
- 三 開発供給等促進業務に係る債権の管理に関する事項
- 四 その他開発供給等促進業務及び開発供給等促進円滑化業務の実施に関する事項

（帳簿の記載）

第十六条 法第十七条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 開発供給等促進業務の実施状況

二 開発供給等促進業務に係る債権の状況

三 開発供給等促進業務を行うために株式会社日本政策金融公庫から受けた開発供給等促進円滑化業務による信用の供与の状況

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 指定金融機関は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、開発供給等促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

（業務の休廃止の届出）

第十七条 指定金融機関は、法第十九条第一項の規定により開発供給等促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十八による届出書に次に掲げる書面を添付して、

これを主務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二 開発供給等促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあつては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

(申請等の方法)

第十八条 法第十三条第二項、法第十四条第二項、法第十五条第一項及び法第十九条第一項並びに第十條、第十三條、第十四條及び前條の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

附 則

この命令は、法の施行の日（令和二年八月三十一日）から施行する。

様式第一（第2条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム導入計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____

代表者名（事業者が法人の場合） _____

資本金の額又は出資の総額 _____

常時使用する従業員の数 _____

法人番号 _____

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 _____

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等） _____

2 法第26条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請を行う見込みの有無 有 ・ 無

3 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標

4 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期

(1) 導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

①認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画認定番号	種別（注1）	型番・型式

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

(i) 全国5Gシステムの導入を行う場合

ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

(ii) ローカル5Gシステムの導入を行う場合

特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

②認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注2）	型番・型式	主な仕様等

（注2）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

(i) 全国5Gシステムの導入を行う場合

交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

(ii) ローカル5Gシステムの導入を行う場合

鉄塔、電源設備、その他の附属設備

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、事業所管省庁に対して速やかに報告を行うための体制の整備	
	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制の整備	
	サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
供給安定性	システムの導入に係る国内関係法令の遵守 (注3)	<input type="checkbox"/> システムの導入に係る国内関係法令（電波法、電気通信事業法等）を遵守する。
	保守及び管理を適切に行うために必要な方針等の整備の確認	
オープン性	マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保	

(注3) システムの導入に係る国内関係法令を遵守している場合は、にレ印を付けること。

(3) 法第26条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

(4) 特定高度情報通信技術活用システムの導入の実施時期

5 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

調達方法		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
費用	特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の合計額						
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注4) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注5) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

6 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（国民・中小事業）の貸付（低利融資）		

(2) 支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資所要資金額	導入する設備等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

添付書類

1-(1)	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
1-(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2-(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2-(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2-(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二（第2条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム導入計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____

代表者名（事業者が法人の場合） _____

資本金の額又は出資の総額 _____

常時使用する従業員の数 _____

法人番号 _____

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 _____

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等） _____

2 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標

3 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期

(1) 導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

① 認定開発供給計画に係る機器等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画認定番号	種別（注1）	型番・型式

② 認定開発供給計画に係る機器等以外のものの詳細

メーカー	種別（注1）	製品名	型番・型式	主な仕様等

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

- ・ 小型無人機（操縦装置を含む）
- ・ 自動操縦システム

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、事業所管省庁に対して速やかに報告を行うための体制の整備	
	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制の整備	
	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
供給安定性	システムの導入に係る国内関係法令の遵守（注2）	<input type="checkbox"/> システムの導入に係る国内の関係法令（航空法、電波法等）を遵守する。
	保守及び管理を適切に行うために必要な方針等の整備	
オープン性	他システムとの相互接続性・相互運用性の確保	

(注2) システムの導入に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

(3) 特定高度情報通信技術活用システムの導入の実施時期

4 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

調達方法 費用		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の合計額							
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注3) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注4) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

5 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例 (ツーステップローン)		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫 (国民・中小事業) の貸付 (低利融資)		

(2) 支援措置の対象とする機器 (上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載)

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する機 器等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

添付書類

1-(1)	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
1-(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2-(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2-(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2-(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三（第3条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった特定高度情報通信技術活用システム導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第3項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付
2. 導入計画認定番号
3. 申請者の名称及び代表者の氏名
4. 申請者の住所

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第四（第3条第2項関係）

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の不認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

主務大臣 名

年 月 日付で認定申請のあった特定高度情報通信技術活用システム導入計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第五（第3条第3項関係）

認定導入計画の概要

1. 認定の日付
2. 導入計画認定番号
3. 認定導入事業者の名称
4. 認定導入計画の概要

（備考）

「4. 認定導入計画の概要」中、認定導入事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第六（第4条第1項関係）

認定導入計画の軽微な変更の届出書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 導入計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第七（第4条第2項関係）

認定導入計画の変更申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 導入計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第八（第4条第4項関係）

認定導入計画の変更認定書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった認定導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第5項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の導入計画認定番号
3. 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
4. 変更申請者の住所

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更申請書の写しを添付する。

様式第九（第4条第5項関係）

認定導入計画の変更の不認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

主務大臣 名

年 月 日付で変更申請のあった認定導入計画については、下記の理由により認定を
しないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十（第4条第6項関係）

変更後の認定導入計画の概要

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の導入計画認定番号
3. 認定導入事業者の名称
4. 変更後の認定導入計画の概要

（備考）

「4. 変更後の認定導入計画の概要」中、認定導入事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第十一（第5条関係）

認定導入計画の変更指示の通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第3項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 導入計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二（第6条第1項関係）

認定導入計画の認定取消し通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第2項又は第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 導入計画認定番号
2. 認定取消しの理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十三（第6条第2項関係）

認定導入計画の認定取消し

1. 認定を取り消された日付
2. 認定を取り消された導入計画認定番号
3. 認定を取り消された事業者の名称

様式第十四（第7条関係）

認定導入計画の実施状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定導入計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 導入計画認定番号
2. 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標の達成状況
3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十五（第10条第1項関係）

指定金融機関指定申請書

年 月 日

財務大臣 名 殿
経済産業大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

指定金融機関の指定を受けたいので、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 商号又は名称及び住所
2. 役員の役職名及び氏名
3. 開発供給等促進業務を行おうとする営業所又は事業所の名称及び所在地
4. 開発供給等促進業務を開始しようとする日付

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十六（第13条関係）

指定金融機関商号等変更届出書

年 月 日

財務大臣 名 殿
経済産業大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

- (1) 指定金融機関の商号若しくは名称又は住所
- (2) 開発供給等促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地

を変更するので、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十七（第14条関係）

指定金融機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

財務大臣 名 殿
経済産業大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

開発供給等促進業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更予定年月日
3. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十八（第17条関係）

開発供給等促進業務休廃止届出書

年 月 日

財務大臣 名 殿
経済産業大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

開発供給等促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 休止（廃止）しようとする開発供給等促進業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする日付
3. 休止しようとする場合にあつては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。